

帯広市手話言語条例制定記念講演会

～共に支え合う共生社会の実現のために～



日時 平成28年 **7** 月 **30** 日(土)

12時30分より(12時開場)

会場 とかちプラザレインボーホール
(帯広市西4条南13丁目1番地)

主催 帯広市

主管 帯広市手話言語条例制定記念講演会実行委員会

連携/協力 帯広市教育委員会

帯広市手話言語条例制定記念講演会

日時：平成28年7月30日（土）12時30分～15時30分（開場12時）
会場：とがちプラザ レインボーホール（帯広市西4条南13丁目1番地）

プログラム

○第1部（12時30分～14時20分）

<開 会>（12時30分～12時50分）

主催者あいさつ	帯広市長	米 沢 則 寿
実行委員会 代 表	あいさつ 帯広ろう者協会 会長	平 野 千 秋
来賓あいさつ	一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長	石 野 富 志 三 郎 様
来賓あいさつ	公益社団法人北海道ろうあ連盟 理事長	蠣 崎 日 出 雄 様
来賓あいさつ	帯広市議会 議長	小 森 唯 永 様
来 賓 紹 介		

<記念講演>（12時50分～14時20分）

講演：**演題【俳優35年の人生を語る・手話の魅力】**

公演：**独演パフォーマンス「手の詩」**

講師 庄崎 隆志氏（映画「ゆずり葉」主演、出演・演出作品多数）

○休 憩（14時20分～14時30分）

○第2部（14時30分～15時30分）

<みんなで学ぼう！ミニ手話講座>（14時30分～15時10分）

「桃太郎のコミュニケーションと手話」

出演 帯広ろう者協会、帯広グルッペ手話の会、帯広手話サークル「手と手」、
北海道手話通訳問題研究会十勝支部

<一緒に手話歌を歌おう！>（15時15分～15時30分）

「にんげんっていいな」

「世界に一つだけの花」

出演 帯広大谷短期大学手話サークル「つなぐ手」

○閉 会（15時30分）



記念講演

講演：演題【俳優35年の人生を語る・手話の魅力】
公演：独演パフォーマンス「手の詩」

講師 庄崎隆志氏

昭和36年(1961年)杉並区西荻窪生まれ。19歳で裏方のアルバイトのつもりで入ったプロフェッショナル劇団「デフ・パペットシアター・ひとみ」で思いがけず役を貰い、俳優に。初舞台はギリシャ神話『オルフェ』で、二匹の蝶を演じた。その後、創立メンバー代表となる。

22歳、松山善三演出(「名もなく貧しく美しく」映画監督)の『赤い椿の物語』(TBS制作、人間が好きドラマシリーズ・石井ふくこプロデューサー)出演。

そして『オルフェ』の主演オルフェ、ふじたあさや演出『曾根崎心中』の主演徳兵衛など、俳優として表現方法を探求しながら、演出・脚本も手掛ける。

創立してから25年間、全国各地780ヶ所2,500回以上公演、ヨーロッパ、アメリカ、ニュージーランド、韓国、香港、台湾、カンボジア、フィリピン等海外14ヶ国公演。京劇(張春祥に師事)、日本舞踊(花柳千代)、お神楽(松本源之助)なども学び、現在も俳優、演出、脚本、美術も兼ねて活動。

平成17年(2005年)3月のデフ・パペットシアター・ひとみ退団後も、公演プロデュース、そのかたわら大学、専門学校(独)国立特別支援教育総合研究所や国立障害者リハビリテーションセンター学院、国際障害者年ナイスハート基金、(財)東京都人権啓発センター、高校、全国各地、東南アジアで開かれるワークショップの講師としても活動。

映画『ゆずり葉』(全日本ろうあ連盟製作)主演。平成22年度横浜文化賞文化芸術奨励賞受賞

著書に『障害者と福祉文化』(第3巻明石書店)、『ユニバーサルアートへの招待』(戸山サンライズ発行)がある。



主催者あいさつ

帯広市長 米沢則寿

帯広ろう者協会の皆様、手話通訳関係の皆様、そして、ノーマライゼーションを進める団体の皆様のご協力をいただき、本年3月の帯広市議会定例会において「帯広市手話言語条例」が可決され、4月から施行されました。ここに到るまで、苦勞を厭わずご尽力くださいました関係各位に感謝申し上げます。

本市では、これまで、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、養成など、聴覚に障害のある方への支援を続けてきました。さらに、この条例のもと、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使いやすい環境づくりを進め、ろう者と、ろう者以外の人々が共生する地域社会、「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現に努めてまいります。

この講演会をとおして、手話に対する理解をさらに深めていただければ幸いです。皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この講演会を開催するにあたり、ご尽力いただきました実行委員会の皆さん、並びに、この講演会にご出演くださいます皆さんに感謝申し上げます。



実行委員会代表あいさつ

帯広ろう者協会

会長 **平野 千秋**

本日「帯広市手話言語条例制定記念講演会」を大勢の皆様のご参加と地域の皆様のご支援・ご協力のもと開催できますことを、実行委員会を代表して心から感謝申し上げます。

帯広市では、平成27年2月に帯広ろう者協会と手話関係団体が帯広市長へ要望書を提出したことを受けて検討会が設置され、今年3月の市議会で『帯広市手話言語条例』が可決・制定されました。可決の瞬間、私たちは、帯広市に手話の条例化を理解していただけた喜び・感動と共に、これから新たな一歩を踏み出すことへの責任を感じ、身の引き締まる思いがしました。

私たちろう者は、言語の違いやそこから生じる認識の仕方の違いなどにより、聞こえる人達との間に「誤解」や「行き違い」が起きてしまうことが少なからずあります。そうした文化の違いも含めて手話が広まり、聞こえる市民とろう市民がお互いを理解し合いながらよりよく暮らせるまちづくりが、一層進むことを願っております。

本日の講演・独演パフォーマンスにより、多くの皆様に手話の魅力を感じていただき、条例化の意義をご理解いただければ幸いです。

最後に、手話が長い間、音声言語と対等な「言語」であると認識されてこなかった歴史を多くの人に知っていただき、条例の広がりや国の手話言語法制定につながっていくことを願ってご挨拶とさせていただきます。今後も、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



来賓あいさつ

一般財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 **石野 富志三郎**

みなさん、こんにちは。北海道は深緑の美しい、さわやかな風の吹く季節となりました。ここ帯広市において「帯広市手話言語条例」が本年4月1日より施行されたこと、そして本日「帯広市手話言語条例制定記念講演会」が開催されますこと、一般財団法人全日本ろうあ連盟を代表して心からお慶び申し上げます。

また平素より、当連盟の運動に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

帯広市ではろう者とその他の市民が共生する地域社会「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指し、市民への手話の普及や手話通訳制度の充実をすすめられ推進していると聞いております。「帯広市手話言語条例」がスタートしたことで、今後、帯広市での手話、及びろう者の活躍の場の広がりを大いに期待できます。

さて皆様もご存じの通り、3年余りの間全国のろう者・手話関係者等の仲間とともに進めてまいりました「手話言語法制定」を求める意見書採択運動の結果、2016年3月3日、全国1,788すべての都道府県・区市町村議会において意見書が採択されました。これは意見書採択運動の歴史をみても類を見ない画期的な出来事です。そして「手話言語条例」は現在52の自治体で成立・施行しており、この動きは更に広がりつつあります。

帯広市の皆様におかれましても、条例、そしてこの記念講演会を契機に、ぜひろう者とともに、いつでも手話でコミュニケーションできる街づくりにご協力をいただけますようお願いいたします。

最後になりますが、記念講演会開催にご尽力された関係者の方々に改めて敬意を申し上げます。今日、お集まりの皆様のご健勝とご活躍をお祈りして、私の挨拶とさせていただきます。



来賓あいさつ

公益社団法人北海道ろうあ連盟

理事長 **蠣崎 日出雄**

帯広市は、本年4月に「手話言語条例」を施行し、本日「手話言語条例制定記念講演会」を開催されましたことを全道の仲間と共に心からお慶び申し上げます。

手話が国際的に「言語」と認知されて以来10年の歳月が流れました。手話はその昔、ろう教育から締め出され、社会でも手話を使うことで差別を受けてきた長い歴史があります。

今日では聞こえる人たちの音声言語と同等に扱われ、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として認識されつつあります。

しかし、「障害者基本法」を改正し、言語に「手話を含む」と定めた国の施策は乏しく、未だに「言語」としての「手話」を普及するための取組みが遅々として進展していません。

今日は、庄崎隆志先生のお話をお聞きいただき手話がより多くの方々に広まり、手話を自由に使える優しい街 帯広市になるよう皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



来賓あいさつ

帯広市議会 議長 **小森 唯 永**

帯広市手話言語条例制定記念講演会が、盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

手話は「指や手の動き」、「顔の表情」などを使って、相手に気持ちを伝える「言語」の一つです。手話を深く知るためには、手話を覚えるだけではなく、ろう者とろう者以外の方が交流し、互いの理解を深めるためのコミュニケーションが重要だと考えます。

今回の講演会は、手話についての理解を深め、手話が私たちにとってもっと身近な存在となる貴重な場として、非常に意義深いものであります。

帯広市議会でも様々な議論を重ね、今年3月に「帯広市手話言語条例」が可決、成立いたしました。今後、地域や学校等でますます手話を使う環境が整い、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会の実現を目指し、一層努力してまいります。

結びになりますが、講演会の開催にご尽力いただいた実行委員会の皆さまに深く敬意を表しますとともに、本日お集まりの皆さまのご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

帯広ろう者協会 事務所：帯広市グリーンプラザ内

昭和30年（1955年）8月14日に設立された、帯広ろう者協会は昨年60歳となりました。「ろう者同士で団結を」と作られた当協会は、これまでに全道に先がけて聴覚障害者の運転免許取得を実現するなど、先駆的な取り組みを行ってきました。

現在51名の会員が、行政への働きかけや会員同士の親睦、手話講習会や手話サークルへの講師派遣など、活発に活動しています。

当協会の活動へのご理解ご協力をお願いします。

OBIHIRO ASSOCIATION OF THE DEAF



帯広ろう者協会

帯広グルッペ手話の会 活動日：毎週水曜日 夜7時～夜9時

ろうあ者と共に支えあい、助けあい、不便なことが少しでもなくなるように、地域に根ざした活動を、みんなの力で！

あなたも会員になりませんか？

見学は毎週自由にできます。全く経験のない方でもかまいません。手話を習うだけではなく、ろうあ者の方々と共に、いろいろな活動をしたり、行事もあります。仲間同士の交流もあります。見学してみようかな？と思われた方は、例会日に直接会場へお越し下さい。事前連絡は必要ありません。



帯広手話サークル「手と手」 活動日：毎週水曜日 朝10時～12時

帯広手話サークル「手と手」の目的は、手話学習やろうあ者との交流の中で、共に活動し、明るく豊かな生活ができる社会をめざすことです。学習や交流を通じて「聞こえないこと」「聞こえないことによって生じるさまざまな問題」等を知り、共に考え活動しています。みなさんも、帯広手話サークル「手と手」の仲間になり、一緒に活動をすすめていきませんか！！

*参加ご希望のかたは例会日に直接会場へお越し下さい。

会費は年会費3,600円（1ヶ月300円）です。



北海道手話通訳問題研究会十勝支部

活動日：原則第1・3木曜日 夜7時～夜9時

北通研十勝支部は、全国に1万人以上の会員がいる「全国手話通訳問題研究会」の北海道・十勝の支部です。全国の手話に関わる人たちが、手話や聴覚障害をとりまくさまざまな問題の解決のための研究や活動を深めようと全国組織を立ち上げたのが、活動のはじまりです。

十勝支部では月2回、例会を開催しており、各団体・会員相互からたくさんの情報を得ることができます。毎年11月に「オープン例会」として「健康講座」を開催しており、この日は会員以外の方も参加できます。十勝の通研会員は、手話サークル会員でもある人が多くいます。地域のろう者やろう団体とともに、勉強会や行政交渉などの活動を行っています。



いずれの団体も活動場所は、帯広市グリーンプラザ（公園東町3丁目）です。

● 普通に、共に生きる「ノーマライゼーション」 ●

帯広市では、ノーマライゼーションの理念の定着を図ることを目的に、市内の4箇所を推進地区に指定し、それぞれの地区で独自の取組みを実施しています。

大正地区ノーマライゼーション推進委員会

活動時期：昭和63年～

会長 山田 敏彦

大空・南の森地域社会福祉推進協議会

活動時期：平成7年度～

会長 久保 竹雄

東部地区「人にやさしいまちづくり」推進協議会

活動時期：平成11年度～

会長 角谷 巍啓

西帯広地区「人にやさしいまちづくり」推進協議会

活動時期：平成14年度～

会長 松崎 拓郎



帯广大谷短期大学手話サークル「つなぐ手」

帯広市の手話言語条例制定に伴い、本学でも今年度より手話の科目が開設されたことをきっかけに手話サークルを立ち上げました。現在は週2回、学科、学年問わず14名の学生が活動を通して交流を深めています。今後も手話を学びながら、多くの方に手話に触れて頂けるような活動を行っていきたいと考えています。

今回、私達は手話歌で

「にんげんっていいな」と「世界に一つだけの花」

を披露します。「ピリッ子元気だ、一等賞」「No1にならなく

てもいい、もともと特別な only one」という歌詞に込めら

れたそれぞれの違った個性や才能を尊重し、いい部分を認め合い

共に生きていくというメッセージに共感しました。

皆さん一緒に歌ってください！！



帯広市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、豊かな表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を必要とする人に対して、手話による意思疎通をしやすい環境を整えることが求められています。

帯広市は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会、「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民にとって、手話を使用しやすい環境づくりを進めることで、ろう者とろう者以外の人々が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、互いに尊重しあうことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりを進めるための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。